

# 練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会設置要綱

平成25年2月8日

24練教こ保第10139号

## (設置)

第1条 練馬区が設置する区立保育所(以下「保育所」という。)を運営業務委託するに当たり、その事業者を適正に選定するため、練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項はつぎのとおりとする。

- (1) 保育所の運営業務委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

## (構成)

第3条 選定委員会は、つぎに掲げる職にある者につき、教育長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

- (1) こども家庭部長
- (2) 保育課長
- (3) 練馬区立保育園園長経験者1名
- (4) 学識経験者2名
- (5) 有識者2名

2 選定委員会の委員長は、こども家庭部長とする。

3 選定委員会の副委員長は、保育課長とする。

## (運営)

第4条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

( 現地調査部会の設置および構成 )

第6条 選定委員会の所掌事項を調査するために、現地調査部会(以下「調査部会」という。)を置く。

2 調査部会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

( 選定委員会および調査部会の非公開 )

第7条 選定委員会および調査部会の議事は非公開とする。ただし、応募事業者のプレゼンテーションは、該当保育所の保護者の参観を可とする。

( 守秘義務 )

第8条 選定委員会および調査部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

( 選定委員会の選定結果の報告 )

第9条 選定委員会の選定結果は、委員長が教育長に報告する。

( 情報の公開 )

第10条 選定委員会の資料は、練馬区情報公開条例(平成13年10月条例第61号)の定めるところにより、公開する。

( 庶務 )

第11条 選定委員会および調査部会の庶務は、こども家庭部保育計画調整課において処理する。

( 委任 )

第12条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表1(第6条関係)

保育計画調整課運営支援係長および主査
保育課保育所給食係長
保育課保育所保健係長
その他委員長が任命する者

付 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

付 則(平成28年4月1日27練教こ保第3126号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年11月27日29練教こ保第10162号）

この要綱は、平成29年11月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成30年3月26日29練教こ保第3666号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月17日3練教こ保第10296号）

この要綱は、令和4年2月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。